

女性に関する問題

今でも、「女だから…」などと言う人がいます。女性といっただけで社会参加や就職の機会が奪われることはあってはなりません。また、女性を、パートナーからの暴力、性的な嫌がらせ、ストーカー等から守る必要があります。

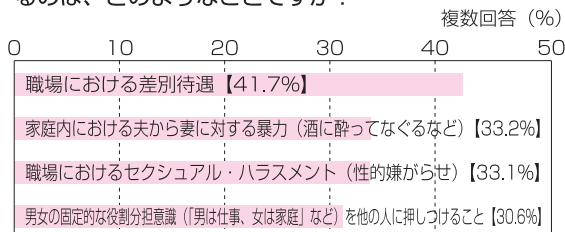
男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女雇用機会均等法等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、例えば、「男は

仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっています。

また、性犯罪等の女性に対する暴力、夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題も、女性の人権に関する重大な問題の一つです。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」

(平成19年8月調査) から女性に関することからで、人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか？



国民年金だより

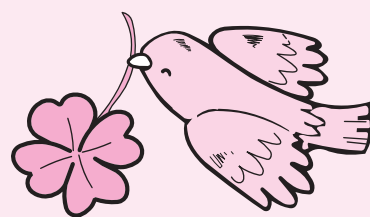
国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事故の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

平成24年度の免除等の受付は平成24年7月1日から開始され、平成24年7月から平成25年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成24年7月に申請する場合は、平成23年7月から平成24年6月分までの期間(前一年間分)についても申請することができます。7月に前1年間分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いします。



■お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 TEL62-1111 (内線133)